事 務 連 絡 令和4年1月26日

都道府県保健所設置市特別区

衛生主管部(局)御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殼付き卵及び卵製品の取扱いについて (その14)

標記については、令和3年11月10日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、シンガポール政府当局との協議を踏まえ、シンガポール向けに輸出される家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品については、秋田県、兵庫県、熊本県、埼玉県、広島県及び青森県で生産及び処理されたものの輸出検疫証明書の交付を再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、別紙のとおりの対応をお願いします。

なお、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が別紙のとおり生産又は処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

## 1 国別の対応

## (1) 香港、シンガポール、ベトナム及びマカオ

2に掲げる高病原性鳥インフルエンザ(以下「HPAI」という。)発生 都道府県で生産又は処理されたものについては、衛生証明書の発行を 停止すること。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家き ん卵製品のうち、OIE の加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われ ている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書が交付される ため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

## (2) 台湾及 EU 等

全国において衛生証明書の発行停止。

## 2 HPAI 発生都道府県

次に掲げる都道府県をHPAI 発生都道府県とする。なお、輸出先国及び発行可能期間の記載がある都道府県については、記載された期間に生産及び処理されたものに限り衛生証明書を発行して差し支えない。

| 都道府県名 | 輸出先国及び発行可能期間         |
|-------|----------------------|
| 秋田県   | シンガポール向け:令和4年1月25日以降 |
| 鹿児島県  |                      |
| 兵庫県   | シンガポール向け:令和4年1月25日以降 |
| 熊本県   | シンガポール向け:令和4年1月25日以降 |
| 千葉県   |                      |
| 埼玉県   | シンガポール向け:令和4年1月25日以降 |
| 広島県   | シンガポール向け:令和4年1月25日以降 |

| 都道府県名 | 輸出先国及び発行可能期間         |
|-------|----------------------|
| 青森県   | シンガポール向け:令和4年1月25日以降 |
| 愛媛県   |                      |